

さいたま市特定子ども・子育て支援施設等指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に規定する施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）が、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）から特定子ども・子育て支援（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を受けたときに、市が施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）に対して行う施設等利用費の支給に関して、市が法第30条の3において準用する法第14条第1項に基づいて行う調査・指導等における基本的事項を定めることにより、特定子ども・子育て支援施設等に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までを遵守させ、市における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

(指導方針)

第2条 特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため指導を実施する。

(指導等の形態)

第3条 指導等の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

運営基準等の遵守に関して、特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）を一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

(2) 実地指導

特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関する質問等を行う。その結果により必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行う。

(指導対象の選定)

第4条 指導等は、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 法第58条の11第1項の規定に基づく法第30条の11第1項の確認の公示後、概ね1年以内に実施する。

イ 制度改正や、過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、内容に応じて対象を選定し実施する。

(2) 実地指導

ア 全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象に原則指導監査等と同時に行い、定期的かつ計画的に実施する。

イ その他特に指導を要すると認める特定子ども・子育て支援施設等を対象に実施する。

(集団指導の方法)

第5条 集団指導は次の方法により行う。

(1) 実施通知

対象施設等を決定し、当該特定子ども・子育て支援提供者に集団指導の日時、場所及び指導内容等を通知する。

(2) 実施方法

特定子ども・子育て支援施設等の運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等の内容説明を講習等の方式で行う。なお、欠席した特定子ども・子育て支援施設提供者には、当日使用した書類の送付や必要な情報提供に努め、直近の機会に改めて集団指導の対象にする。

(実地指導の方法)

第6条 実地指導は次の方法により行う。

(1) 実施通知

対象施設等を決定し、当該施設等の設置者に集団指導の日時、場所及び指導内容等を通知する。

(2) 実施方法

実地指導は、運営基準の遵守状況等を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

(3) 指導体制

実地指導は、原則として、指導監査等と同時に行い、子ども・青少年政策課の職員2名以上で行う。ただし、必要に応じて対象となる特定教育・保育施設等所管課職員の立会いを求めることができる。

(指導結果の通知等)

第7条 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、後日、文書によって指導内容の通知を行う。

2 前項により通知した文書指摘事項については、改善報告書の提出を求める。

(監査への変更)

第8条 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに確認監査を行うことができる。

(1) 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合

(2) 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合

(3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

(4) 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。